

介護老人福祉施設
重要事項説明書

社会福祉法人 麗峰会
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） つじまち

介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 事業者の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 麗峰会
(2) 代表者役職・氏名 理事長 中 真 靖
(3) 法人所在地 沖縄県那覇市辻2丁目27番地1号
(4) 電話番号 098-866-7200
(5) 設立年月日 昭和63年 3月 18日

2. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）つじまちの概要

(1) 提供できるサービスの種類

所 在 地	沖縄県那覇市辻2丁目27番1号
介護保険事業所番号	指定介護老人福祉施設（那覇市4770103283号・平成28年4月1日指定）

(2) 職員体制

職 種	員数（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護と一体的運営）	業務内容
管 理 者	1人（常勤）	事業所の業務を統括します。
生 活 相 談 員	1人以上（常勤）	介護老人福祉施設ご利用申込に係る調整、お客様の日常生活上の介護、その他必要な業務提供を行います。
介護支援専門員	1人以上（常勤）	施設サービス計画を作成します。
看 護 職 員	3人以上（常勤）	お客様の心身状況等を的確に把握し、日常生活上の健康管理、介護、その他必要な業務の提供を行います。
介 護 職 員	36人（常勤32名以上）以上	お客様の心身状況等を的確に把握し、日常生活上の介護、健康管理、その他必要な業務を行います。
機能訓練指導員	1人以上（常勤）	日常生活を営むのに必要な心身機能の低下の防止及び維持回復を図るために必要な訓練を行います。
栄 養 士	1人以上（常勤）	献立作成、栄養量計算、食事記録、調理員の指導等の食事業務全般及びお客様の栄養指導を行います。
事 務 職 員	4人以上（常勤）	事業に必要な事務及び職員の補助的業務を行います。
調 理 員	業者委託に変更	給食業務に従事します。
医 師	0.1人 （嘱託非常勤／週1回2時間程度）	健康管理及び療養上の指導を行います。

(3) 施設の設備概要

定員	介護老人福祉施設：70名 併設型短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護：10名		
居室	80室（ユニット型個室）	浴室	一般浴（4室）、機械浴等（4室）
食堂兼談話室	8室	ケアステーション	4室（看護職員室兼用）
多目的ホール	4室	キッチン	8室
機器等	リフト付送迎車輛、歩行訓練用平行棒等のリハビリ機器、マッサージチェア等		

(4) 営業日及び受付日時

営業日：年中無休

受付日時：月～金（祝祭日等を除く）の8時30分～17時30分

3. サービス内容

- (1) 施設サービス計画（介護サービス計画）の立案：お客様の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成いたします。
- (2) 介護：お客様の心身状況等に応じて、排泄介助等の必要な介護を提供いたします。
- (3) 食事：管理栄養士による栄養管理のもと、季節感を取り入れ、お客様の健康に配慮した暖かい食事を提供いたします。また、医師の指導に基づく療養食の提供が可能です。
食事時間は、おおむね次のとおりです。朝食 7:00～ / 昼食 11:00～ / 夕食 17:00～
- (4) 入浴：寝たままで入浴できる機械浴槽と、職員の介助を受けながら入浴する介助浴があり、1週間に2回以上の入浴または清拭を行います。
- (5) 健康管理：看護職員により、ご入居中の健康管理を24時間連絡可能な体制で行います。
- (6) 生活相談：常にお客様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握を心がけ、お客様またはそのご家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。また、ご希望に応じて行政手続等の代行を行います。
- (7) 機能訓練：個別に作成するプランにより、リハビリ器具等を活用して機能訓練ができます。
- (8) 経口維持・移行：看護師等による経口摂取・嚥下機能の維持、経管食から経口食への移行のためのサービス提供が可能です。
- (9) 看取り介護：施設での看取り介護を希望される方は、嘱託医等との相談により提供が可能です。

4. 料金

下記の(1)基本料金の単位数と(2)の加算料金の加算単位数の合計に、国が定める1単位の単価単位を乗じた額（1円以下切捨て）に(3)居住費と(4)食費をお支払いいただきます。

ただし、介護保険適用時には、基本料金と加算料金の合計額の1割相当額（場合によっては2割・3割）に居住費と食費を加えた額となります。

(1) 基本料金表

1日あたりのご利用料金（ユニット型介護老人福祉施設サービス費）

要介護度	基本料金	ユニット型個室	
		介護保険適用時のご負担額	
		1割負担の利用者	
要介護1	6,700円	670円	
要介護2	7,400円	740円	
要介護3	8,150円	815円	
要介護4	8,860円	886円	
要介護5	9,550円	955円	

※基本料金と加算料金の合計、月額44,400円の負担上限があります。

(2) 加算料金等

加算名称	単位	1日あたりの 利用料	介護保険適用時のご負担額		備考
			1割負担の利用者		
看護体制加算 I口	4	40円	4円		常勤専従の看護職員が1名以上配置されている体制が認められた場合に算定
看護体制加算 II口	8	80円	8円		常勤専従の看護職員が基準値以上配置され、さらに24時間看護職員との連絡体制の確保が認められた場合に算定
安全対策体制加算	20	1月にあたり 200円	200円		管理栄養士による入居者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画に従い、栄養管理を行っている費用として算定
個別機能訓練加算	12	120円	12円		機能訓練指導員を配置して、入所者ごとに機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施した場合に算定
入院または外泊時費用	246	2,460円	246円		入院または外泊をされた場合に、1月に6日を限度としてお支払いいただく費用です。
初期加算	30	300円	30円		入居した日から起算して30日間お支払いいただく費用です。
経口維持加算 I 経口維持加算 II	400 100	4,000円/月 1,000円/月	400円/月 100円/月		経口で食事摂取している方で摂取機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対して、経口による継続的な食事の摂取を維持するための計画をもとに介護を行っている方にお支払いいただく費用です。
科学的介護推進体制加算 I・II	40 50	400円/月 500円/月	40円/月 50円/月		科学的介護情報システムとの連携、活用によりケアの質向上を図る取組みを行っている場合と認められた場合に算定
経口移行加算	28	280円	28円		経管食の方を計画に基づく支援により経口食に移行したと認められる場合にお支払いいただく費用です。
療養食加算 (1食あたり)	6	1日3食 180円	18円		国が定めた療養食を提供した場合に算定
若年性認知症受入加算	120	1,200円	120円		65歳未満で認知症の方に対し、個別の担当者を中心にして、特性やニーズに応じたサービス提供していると認められる場合にお支払いいただく費用です。
日常生活継続支援加算 II	46	460円	46円		介護福祉士が基準の人数以上配置され、且つ要介護度の高い方が国の定める基準値以上の割合で入居していると見られる場合にお支払いいただく費用です。

栄養マネジメント強化加算	11	110円	11円	栄養ケア計画を作成し、栄養管理をおこなう場合に算定
看取り介護加算	死亡日	1280	12,800円 /死亡日のみ	1,280円 /死亡日のみ
	死亡日前2日間	680	6,800円 /死亡日前2日間	680円 /死亡日前2日間
	死亡日前4~30日前	144	1,440円 /死亡日前4~30日前	144円 /死亡日前4~30日前
	死亡日前31~45日以下	72	720円/死亡日前31~45日以下	72円/死亡日前31~45日以前
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	利用料総額に対して14.0%			介護職員の賃金の改善等を実施していると認められた場合に算定
退所時等相談等加算	退所前後訪問相談援助	460	4,600円 /入所中、退所後各1回	460円 /入所中、退所後各1回
	退所時相談援助	400	4,000円 /1回のみ	400円 /1回のみ
	退所前連携	500	5,000円 /1回のみ	500円 /1回のみ

(3) 居住費：介護老人福祉施設の利用率や光熱水費として国の定める基準費用額をお支払いいただきます。

居住費（1日当たり）（R3年8月より）

居 住 費		1日当たり
		2,006円
○申請により、「特定入所者介護サービス費」として介護保険からの負担が受けられます。		
第1段階	・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	880円
第2段階	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円以下の人	880円
第3段階	・市町村民税非課税世帯で、利用者負担第2段階に該当しない人	1,370円
第4段階	・市町村民税課税世帯の人	2,066円

(4) 食費：食材料費及び調理に係る費用として、下記の料金（基準費用額）をお支払いいただきます。

食 費		1日あたり
		1,445円
		朝食 400円 昼食 545円 夕食 500円
○申請により、「特定入所者介護サービス費」として介護保険からの負担を受けられます。		
第1段階	・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	300円
第2段階	・市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円以下の人	390円
第3段階	・市町村民税非課税世帯で、利用者負担第2段階に該当しない人	① 650円 ② 1,360円
第4段階	・市町村民税課税世帯の人	1,445円

(5) その他の料金

その他、下記の日常生活用品等につきましては、お客様の自己負担となります。

内 容	費 用
ご負担が適当なその他日用品	入居者個人またはその家族等の選択により利用される個人用の日用品として1日50円。ただし、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないものに限る。
各種嗜好品	実費
希望による特別な食事	実費
衛生材料費	実費
喫茶・売店・買物代等	実費
施設内理美容代	実費
貴重品の管理	当面無料
レクリエーション・クラブ活動	実費 ※事業所が設定する活動等については原則無料です。
コピーサービス	1枚につき白黒10円/カラー100円 ※事業所がお客様に交付すべき書類等については無料です。
入退院・通院時にかかる諸費用	入退院・通院等で当法人職員が入居者の移送等を行う場合は、別途送迎費用が発生します。

(6) 入所後入院中の利用料金

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険の入院及び外出時の費用(1か月6日を限度)のご負担と、居住費のご負担となります。ただし、ご利用者が利用していた居室(ベッド)を、短期入所生活介護に活用することに同意をいただく場合は、短期入所生活介護のご利用者が入居中は、居住費の請求はございません。

5. お支払い方法

- (1) 毎月10日以降に前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までにお支払い下さい。
- (2) お支払い方法は、口座振替、振込、現金払いにてお支払いできますので、ご契約の際にご指定下さい。

6. サービスのご利用方法

- (1) 施設に専用の申込書がございますので、必要事項をご記入の上、ご提出下さい。居室に空きがあれば別途入居契約を締結の上で、ご入所いただけます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービス利用期間の終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される7日前までに文書でお申し出下さい。

②当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

ア. お客様が他の介護保険施設に入所された場合

イ. お客様がお亡くなりになった場合

ウ. 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護度区分が、要支援または、要介護1もしくは要介護2と認定された場合

④その他

ア. 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で通知することによりすぐにサービスを終了することができます。

イ. お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払うように催促したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背任行為を行なった場合は、文書で通知することによりすぐにサービスの利用契約を終了させていただくことができます。

ウ. 入院により3か月以上の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合がございます。この場合には、その後退院しても当施設に再び優先的に入所することはできません。

7. 当事業所のサービス特徴等

(1) 運営の方針

①施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上のお世話及び機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を行うことで、お客様がその有する能力に応じ自立した日常生活営むことができるよう目指します。

②老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、お客様の人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

(2) 事業所の義務

①お客様の生命、身体、財産の安全・確保や、プライバシーの保護に配慮いたします。

②お客様の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、お客様から聴取、確認させていただきます。

③お客様へのサービス提供時において、お客様に病状の急変が生じた場合その他の緊急時の場合には、速やかにご家族等の緊急連絡先、主治医へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

④お客様に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、お客様または代理人の請求に応じて閲覧や複写物を交付いたします。

⑤お客様に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、お客様または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等を拘束場合がございます。

⑥当事業所及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得たお客様またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩いたしません。ただし、お客様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、サービス担当者会議など、他の介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる方の事前の同意を文書により得た上で、お客様またはご家族等の個人情報を用いることができます。

(3) サービスご利用にあたっての留意事項

○ご面会（感染対策等により制限を設ける場合があります）

①概ね9時～17時頃まで。

②原則、月曜～土曜日。 ※それ以外は必要に応じて相談可。

③ご面会の際は、お手数でも1階受付にて入館のお手続きをお願いいたします。

○外出・外泊

①ご自由に外出・外泊していただけますが、事前に外出・外泊の日時等所定の手続きをお願いいたします。

○飲酒、喫煙

①ドクターストップがない限り特に制限はありません。

ただし、飲酒については世間一般的な常識の範囲内で、また喫煙については、必ず所定の場所で行っていただきます。

○設備、器具の利用

①日常生活に必要なタンス、カーテン、食器類、車椅子、歩行器等につきましては、施設で用意してありますが、ご自分で使い慣れたものをご持参いただいても結構です。

○金銭、貴重品の管理

①お客様がご自分で管理される場合は、小型金庫等も検討いたしますので、別途お申し出下さい。

②お客様がご自分で管理することが困難な場合は、別途お申し出下さい。当法人「預り金等管理規程」に基づいてお預りが可能です。（別途費用が発生します。）

○所持品の持ち込み

①原則として大きな家具等の持ち込みはできませんが、居室に収納できる大きさであれば、危険物等でなければ特に制限していません。

②テレビについては、離床促進の観点から、数箇所に設置してある施設内テレビをご覧頂くようお勧めしておりますが、他の利用者へのご配慮や別途の電気使用料をご相談させていただいた上で、収納台における大きさ程度の物の持ち込みは可能です。

③冷蔵庫の持ち込みにつきましては、食中毒の予防上、ご遠慮いただいておりますが、お申し出があれば、冷蔵物は職員が管理保管させていただきます。

○入所中の医療の提供

①週に1回、嘱託医が当施設に回診する際に受診が可能です。

②ご入居期間中に発熱等、医師の診察を受けた方が望ましいと判断される場合は、ご家族に連絡の上、受診送迎・付添等についての対処方法等についてご相談申し上げます。

③診察内容等に応じて、診療費用等のある場合は、各医療機関へお支払いいただきます。

○ペット

①お客様の中には抵抗力が弱っている方もおられますので、ご遠慮いただいております。ご面会等でペットをお連れになった時は、1階ロビー等での面会をお願いいたします。

○居室の移動について

①適切な介護サービスを提供するため、必要に応じ、同意を得た上で居室の移動をお願いする事がありますので、その際はご理解、ご協力を宜しくお願い致します。

○事業所内での禁止事項

お客様は、施設内で次の行為を行わないで下さい。

ア. 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

イ. 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃したりすること。

ウ. 指定した場所以外で火気を用いること。

エ. 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

8. 非常災害対策

- ①非常災害時に備えて、数日分の非常用食料・飲料水・医薬品等の備蓄をしております。
- ②消火器、消火栓等の消火設備、非常口等の避難設備、および非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備しております。
- ③消防機関との連絡を密にして、避難救出及び消火に関する訓練を適宜実施しております。
- ④万一の災害発生時は、当法人消防計画書及び防災対策マニュアルに基づき対応いたします。

9. 損害賠償

当事業所において、事業者の責任によりお客様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その発生について、お客様に故意又は過失がある場合等は、事業者の損害賠償責任を減じる事があります。

10. サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所ご利用相談・苦情担当

サービス担当窓口（担当者）：生活相談員

電話：098-866-7200

受付時間：月～金曜日（祝祭日等を除く） 8時30分～17時30分

②苦情への処理体制

当法人苦情対応マニュアルに基づき、苦情についての受付書・報告書を作成し、必要に応じて関係機関へ報告の上、対応方法等について検討・処理します。

③その他

当事業所以外に、下記での相談・苦情窓口でも受け付けております。

受付機関	所在地	電話番号
那覇市ちゃーがんじゅう課 施設グループ	那覇市泉崎1-1-1	098-866-9010
沖縄県国民健康保険団体連合会 国保連介護サービス苦情処理 相談窓口	那覇市西3-14-18	098-860-9026
沖縄県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	那覇市首里石嶺町4-373-1	098-882-5704

契約を締結するにあたって、以上の重要事項説明について下記の通り確認をしました。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設のご利用開始にあたり、お客様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 沖縄県那覇市辻2丁目27番地1

名称 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）つじまち

説明者氏名

印

私は、契約書及び本書面にて事業者から指定介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、本書面を1部受領しました。

お客様 ご住所

ご氏名

印

(代理人) ご住所

ご氏名

印

(お客様とのご続柄)